

土地の無償譲渡について（新橋四丁目）

1 概要

特別区道第31号線、32号線、33号線、34号線及び43号線は、「環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画」（以下「地区計画」といいます。）の事業用地とするため、平成20年第1回港区議会定例会及び平成27年第3回港区議会定例会へ当該特別区道路線の廃止に係る議案を提出し、議決の上、廃止しました。

当該特別区道路線を廃止した土地は、環状二号線の区域と重複する旧区道敷であり、区域内の地区計画が完了するまでの間、「環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業の施行に伴う区有財産の取扱いに関する確認書」（以下「確認書」といいます。）に基づき、東京都に無償貸付をしてきました。

今般、区域内の地区計画が完了したため、確認書に基づき、無償譲渡します。

2 土地の表示

	所在（地番）	地積	備考
1	港区新橋四丁目20番26	128.15㎡	旧特別区道第31号線
2	港区新橋四丁目22番28	160.18㎡	旧特別区道第32号線
3	港区新橋四丁目28番22	127.87㎡	旧特別区道第33号線
4	港区新橋四丁目30番31	127.97㎡	旧特別区道第34号線
5	港区新橋四丁目1番12	160.95㎡	旧特別区道第43号線

3 譲渡の相手方

東京都都市整備局第二市街地整備事務所長 小口 新吾

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年 4月 無償譲渡に係る契約締結

5 案内図

